

区割りに関する意見1(第二次) 一覧表

	意見	意見数	新潟市																	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月洞村	中之口村	巻町	その他	不明								
			中央地区	沼垂地区	木戸地区	大形地区	中地区	内野地区	中野小屋地区	赤塚地区	松浜地区	南浜地区	濁川地区	鳥屋野地区	両川地区	曾野木地区	坂井輪地区	石山地区	大江山地区																黒埼地区	地区不明						
1	A変更案が良い	4,644	4,505	10			3		159	91	185	1			7		7	665	3	1	3,373		1	6		1	1	8	10	44	14	23	7	14	5	2	3					
2	B変更案が良い	810	344	26	9	3		2	16	1	7				3	3	3	44	121		105	1	5	77	1	2	6	155	17	76	31	1	17	18	59	1						
3	C変更案が良い	38	3	1											1			1						2			1	6	8	14	2			1	1							
4	D案が良い	117	62	3	4	1									1			2	49				1	4			3	4	3	4	9	1	3		23							
5	E案が良い	1,408	372	13	1	1		3	45	88	105				3	1		106	2		2	2	1	7	1		1	3	113	7	4	19	2	9	862	7						
6	A変更案又はB変更案が良い	2	2															1																								
7	A変更案又はC変更案が良い	2	2			1									1																											
8	A変更案又はD案が良い	1	1	1																																						
9	A変更案又はE案が良い	6	6						3		1							2																								
10	B変更案又はC変更案が良い	2																																								
11	B変更案又はD案が良い	70	25	15	1																																					
12	B変更案又はE案が良い	4																																								
13	C変更案又はE案が良い	5																																								
14	D案又はE案が良い	3	2	1																																						
15	A変更案又はC変更案又はE案が良い	1	1																																							
16	B変更案又はC変更案又はD案が良い	3																																								
17	B変更案又はD案又はE案が良い	1																																								
18	B変更案又はC変更案又はD案又はE案が良い	2	1																																							
19	A変更案又はB変更案又はC変更案又はD案又はE案が良い	1																																								
20	前回のA案が良い	2																																								
21	前回のB案が良い	3	1																																							
22	D案には反対	1	1																																							
23	別にどの案でも良い	1	1																																							
	小計	7,127	5,329	70	15	6	3	5	223	180	298	3			16	4	11	830	178	1	3,483	3	8	112	2	4	12	178	157	149	65	44	42	43	969	10	3					
24	D案2区は人口が大きすぎるので、中地区事務所管内と東地区事務所管内を一つの区、石山地区と鳥屋野地区で一つの区とする	805	799												1			1																								
25	中央地区(新潟島)で一つの区とする	385	385	367	1	2		2										3																								
26	四ツ郷屋地区は西地区と同一の区	225	7						2	2	1							2																								
27	E案を基本に、巻町四ツ郷屋地区を6区にすると良い	181	2						1																																	
28	新潟南警察署管内を一つの区とすべき	168	4			1																																				
29	西蒲原郡を割らないで	130	5						3	2																																
30	一体化している黒埼地区と坂井輪地区を割らないでほしい	103	100	1						2	1							5	1																							
31	西蒲原郡で一つの区	76	3						2																																	
32	E案を基本に、味方村は7区に入れる	42																																								
33	D案2区を2つに分割すると良い	27	25															1	24																							
34	黒埼地区と坂井輪・内野地区と同じ区が良い	24	22															1																								
35	黒埼地区は新潟市域との区割りを	22	22	1																																						
36	B変更案またはD案(の6区)に潟東村もぜひ一緒に入れてほしい	15	4																																							
37	B変更案を基本として、内野地区を全て7区に入れる	15	14						6																																	
38	D案の2・4・5区の境界を変更して、2区を東地区事務所・中地区事務所所管区域、4区については南地区事務所・石山地区事務所所管区域、5区については旧中蒲原郡地域(新津市・小須戸町・亀田町・横越町)とすることが望ましい	15	15																																							
39	A変更案を基本にして、巻町の四ツ郷屋地区を6区に入れたほうが良い	14	3						1	1																																
40	C変更案の7区をE変更案の6区と7区のように二分割して合計で8区構成にする	13	6	3					2																																	
41	警察署の管轄区域で区割りすべき	12	8																																							
42	C変更案を基本とし、7区に黒埼地区を入れる	12																																								
43	B変更案を基本とし、7区に黒埼地区を入れる	12																																								
44	B変更案を基本に、中之口村は7区にする	11																																								
45	D案を基本として潟東村は6区にする	9	7	2																																						
46	石山地区は、新潟市域との区割りを	9	9																																							
47	E案を基本に、赤塚地区は7区に入れる	8																																								

